

平成27年度市・県民税兼国民健康保険税の申告受付が始まります！

平成27年2月16日～3月16日までの期間、「平成27年度市・県民税兼国民健康保険税」の申告受付が実施されます。期間中は市役所税務課窓口をはじめ各地区の公民館において下記の日程により受付を行いますので、指定された期日・時間をご確認の上お越しく下さい。

こんな方は申告が必要です

平成27年1月1日現在、石垣市にお住まいの方で、下記の項目のいずれかに該当する方。(年末調整済みで事業所から市役所へ給与支払報告書の提出がある方、確定申告対象者は除く)

- ① 自営業、農業、不動産、利子、配当、雑、譲渡等の所得がある方
- ② 給与所得者で、給与所得の他に①の所得があった方、または2ヵ所以上から給与を受けている方
- ③ 在職中及び退職された給与所得者で、事業所から市役所へ給与支払報告書の提出がない方(勤務先にてご確認下さい。)
- ④ 給与所得者で、寄附金、医療費等の控除を受けようとする方
- ⑤ 給与所得者で、年末調整後に各種保険料の変更、扶養親族等に異動があった方
- ⑥ 公的年金受給者で、年金以外に所得があった方、また、各種控除を受けようとする方
- ⑦ 所得のない方で、国民健康保険に加入されている方や生活保護を受給されている方

※所得税が発生している場合、または、土地や株式等の譲渡所得のある方については、石垣税務署での確定申告が必要になります。

申告に必要な書類

- ① 市県民税申告書(申告書は平成26年度の申告内容をもとに、2月初旬にご自宅へ郵送いたします。申告書が届かなかった場合は、申告会場、または税務課13番窓口までお越し下さい。)
- ② 印鑑(認印可)
- ③ 年間の収入の証明になるもの(源泉徴収票、給与明細書、報酬等の支払調書、農協からの販売証明書、漁協からの漁獲高証明書等)
- ④ 収入や必要経費が確認できる帳簿(収支内訳書、決算書、領収書等)
- ⑤ 前年中に支払った社会保険料や生命保険、損害保険、医療費等の証明書または領収書

※自営業者や農業従事者の方は、あらかじめ収入と経費を収支内訳書等にまとめておいてください。

受付期間：平成27年2月16日(月)～3月16日(月)

月/日	曜	時間	対象地区	場所	月/日	曜	時間	対象地区	場所	
2月16日	月	9:00～12:00 13:00～16:00	全地区対象	市役所13番窓口	2月24日	火	9:30～12:00	白保	白保自治公民館	
2月17日	火	10:00～11:00	平野	平野自治公民館	2月25日	水	9:30～12:00	川平	川平自治公民館	
		11:30～12:30	平久保	平久保自治公民館	2月26日	木	9:30～12:00	大浜	大浜自治公民館	
		13:30～14:30	久宇良	久宇良自治公民館			13:00～16:00	宮良	宮良自治公民館	
		15:00～16:00	明石	明石自治公民館	2月27日	金	9:00～12:00 13:00～16:00	登野城	市役所2階 第二会議室	
2月18日	水	10:00～11:00	伊原間	伊原間自治公民館	3月2日	月		登野城		
		11:30～12:30	伊野田	伊野田自治公民館	3月3日	火		大川		
		13:30～14:30	星野	星野自治公民館	3月4日	水		石垣		
		15:00～16:00	大里	大里自治公民館	3月5日	木		石垣		
2月19日	木	9:30～10:20	野底(栄)	栄自治公民館	3月6日	金		全地区対象		市役所2階 第二会議室
		10:30～11:20	野底(兼城)	兼城自治公民館	3月8日	日		全地区対象		
		11:30～12:30	野底(多良間)	多良間自治公民館	3月9日	月	新川			
		13:30～14:30	開南・おもと	於茂登自治公民館	3月10日	火	新川・新栄町			
		15:00～16:00	三和・川原	川原自治公民館	3月11日	水	美崎町・浜崎町 八島町			
2月20日	金	10:00～11:00	米原・富野 大田・伊土名	米原自治公民館	3月12日	木	9:00～12:00 13:00～16:00	全地区対象	市役所2階 第一・第二会議室	
		11:30～12:30	吉原・大嵩	吉原自治公民館	3月13日	金				
		13:30～14:30	崎枝	崎枝自治公民館	3月15日	日				
		15:00～16:00	名蔵・嵩田	名蔵自治公民館	3月16日	月				
2月23日	月	9:30～12:00	平得	平得自治公民館						
		13:00～16:00	真栄里	真栄里自治公民館						

※ 3月になると申告会場は大変混み合いますので、早めの申告をお願いします。

※ 指定日に申告できない方は、期間内に税務課市民税係13番窓口または会議室にて申告を行って下さい。

お知らせ

※仕事などの都合により、平日における申告が困難な方のために、3月8日(日)と3月15日(日)にも申告受付を行います。また、郵送での申告も受けつけておりますので是非ご利用下さい。

※申告期限後の3月17日から5月31日までは住民税の申告受付を停止いたします。(申告受付の再開は6月1日)

申告をしないと保育料の算定や児童手当の受給等、公営住宅などの手続きに必要な証明書を発行できませんのでご注意ください。

【お問い合わせ】石垣市税務課市民税係 ☎0980-83-1133